

別記 1

患者等搬送事業指導基準

1 共通事項

指導事項	
1 事業実施の基本原則	<p>(1) 患者等搬送事業者を行う者（以下「患者等搬送事業者」という。）は、患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。</p> <p>(2) 患者等搬送事業者は、緊急性のない者を搬送対象とすること。</p> <p>(3) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法律を遵守すること。</p>
2 消防機関との連携	<p>患者等搬送事業者は、次の各号の一に該当する場合は、119番等により、患者等の居る場所、状態、既往歴、掛かり付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請すること。</p> <p>(1) 患者等の搬送依頼時の依頼内容から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。なお、この場合においては、併せて乗務員を派遣すること。</p> <p>(2) 要請者の依頼場所に到着した時点において、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。</p> <p>(3) 患者等の搬送途上において、患者等の症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。</p>
3 車両の外観	<p>患者等搬送用自動車は、サイレン及び赤色灯の装備をするなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈していないこと。</p>
4 消毒	<p>(1) 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により実施すること。</p> <p>①定期消毒 毎月1回以上</p> <p>②使用後消毒 毎使用後</p> <p>③医師から消毒について特別に指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。</p> <p>(2) 消毒を実施した場合は、消毒実施記録表（別記4）に記録し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示すること。</p>
5 衛生・安全管理	<p>(1) 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にし、清潔保持に努めること。</p> <p>(2) 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、清潔保持に努めること。</p>
6 事業案内	<p>パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現はさけること。</p>

2 ストレッチャー及び車椅子等を固定できる自動車による患者等搬送事業

指導事項	
1 乗務員の要件	<p>乗務員は満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)別表1(1)に掲げる消防機関が行う講習を修了した者。</p> <p>(2)別表3に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者。</p>
2 患者等搬送乗務員適任証の携行	<p>乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯すること。</p>
3 運航体制	<p>患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって業務を行わせること。ただし、退院等を目的として運行する場合又は医師若しくは医師が適当であると認められた者が同乗する場合は、乗務員を1名とすることができる。</p>
4 患者等搬送用自動車の要件	<p>患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。</p> <p>(1)十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>(2)換気及び冷暖房の設備を有すること。</p> <p>(3)乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>(4)ストレッチャー及び車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>(5)携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p> <p>(6)患者等用の安全ベルトが装備されていること。</p>
5 積載資器材	<p>患者等搬送用自動車には別記2に掲げる資器材を積載すること。</p>

3 車椅子のみを固定できる自動車による患者等搬送事業

指導事項	
1 乗務員（車椅子専用）の要件	<p>車椅子のみを固定できる患者等搬送用自動車（以下「患者等搬送用自動車（車椅子専用）」という。）に同乗し搬送業務に従事する者（以下「乗務員（車椅子専用）」という。）は満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。</p> <p>(1)別表1(2)に掲げる消防機関が行う講習を修了した者。</p> <p>(2)別表3に掲げる前号の者と同等以上の知識及び技能を有する者。</p>
2 患者等搬送乗務員適任証（車椅子専用）の携行	<p>乗務員（車椅子専用）は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証（車椅子専用）を携帯すること。</p>
3 運航体制	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）を用いて搬送を実施する事業（以下「患者搬送事業（車椅子専用）」という。）を行う者（以下「患者搬送事業（車椅子専用）」という）は、患者搬送等搬送用自動車（車椅子専用）1台につき1名以上の乗務員（車椅子専用）をもって業務を行わせること。</p> <p>ただし、搬送中に容態急変の可能性が高い場合等については、医師等を同乗させる、又は乗務員（車椅子専用）数を2名以上とする等、対応に必要な体制を確保すること。</p>
4 患者等搬送用自動車（車椅子専用）の要件	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。</p> <p>(1)十分な緩衝装置を有すること。</p> <p>(2)換気及び冷暖房の設備を有すること。</p> <p>(3)乗務員（車椅子専用）が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。</p> <p>(4)車椅子を使用したまま確実に固定できる構造であること。</p> <p>(5)車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。</p> <p>(6)携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。</p> <p>(7)患者等用の安全ベルトが装備されていること。</p>
5 積載資器材	<p>患者等搬送用自動車（車椅子専用）には別記3に掲げる資器材を積載すること。</p>

別記2

患者等搬送用自動車に積載する資器材

項目	資器材名	備考
呼吸管理資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・バッグバルブマスク ・ポケットマスク 	
保温搬送資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・敷物 ・保温用毛布 ・担架 ・まくら 	
創傷等保護用資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・三角巾 ・ガーゼ ・包帯 ・タオル ・絆創膏 	
消毒用資器材 (車両・資器材用)	<ul style="list-style-type: none"> ・噴霧消毒器 ・各種消毒薬 	
その他の資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・はさみ ・マスク ・ピンセット ・手袋 ・膿盆汚物入れ ・体温計 *AED 	

「*」は任意積載とする

別記3

患者等搬送用自動車(車椅子専用)に積載する資器材

項目	資器材名	備考
呼吸管理資器材	<ul style="list-style-type: none"> * バッグバルブマスク ・ ポケットマスク 	
保温搬送資器材	<ul style="list-style-type: none"> * 敷物 ・ 保温用毛布 ・ 担架 * まくら 	
創傷等保護用資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三角巾 ・ ガーゼ ・ 包帯 ・ タオル ・ 絆創膏 	
消毒用資器材 (車両・資器材用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴霧消毒器 ・ 各種消毒薬 	
その他の資器材	<ul style="list-style-type: none"> ・ はさみ ・ マスク * ピンセット ・ 手袋 ・ 膿盆汚物入れ ・ 体温計 * AED 	

「*」は任意積載とする

別記4

消毒実施記録表

	実施年月日	被消毒物品の名称	使用薬剤	実施者印
1	年 月 日			
2	年 月 日			
3	年 月 日			
4	年 月 日			
5	年 月 日			
6	年 月 日			
7	年 月 日			
8	年 月 日			
9	年 月 日			
10	年 月 日			
11	年 月 日			
12	年 月 日			

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4判とする。

別表1

(1)乗務員資格講習

課目	時間数
1 総論	1時間
2 観察要領及び応急処置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	13時間
3 体位管理要領	2時間
4 消防機関との連携要領	2時間
5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	2時間
6 搬送方法	2時間
7 修了考査(注1)	2時間
合計	24時間

(2)乗務員資格講習(車椅子専用)

課目	時間数
1 総論	1時間
2 観察要領及び応急処置 (一定頻度者が受講する講習と同等の内容を含む)	9時間
3 体位管理要領	1時間
4 消防機関との連携要領	2時間
5 車両資器材の消毒及び感染防止要領	1時間
6 搬送方法	1時間
7 修了考査(注1)	1時間
合計	16時間

備考

- 1 各課目の1時間は45分とする。
- 2 講師については次のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。
 - (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有する者で消防長が適任と認めた者
 - (2) 消防大学校の救急科課程の修了者で、消防長が適任と認めた者
 - (3) その他消防長が適任と認めた者

(注1)

修了考査実施基準

区分	課目	配点
実技	観察要領及び応急処置	60点
筆記	消防機関との連携要領	20点
	車両資器材の消毒及び感染防止要領	20点
合計		100点

※80点以上を以って合格とする。

別表2

乗務員定期講習

課目	時間数
観察要領及び応急処置	2時間
体位管理要領	1時間
合計	3時間

備考

- 1 各課目の1時間は45分とする。
- 2 講師の適任については、乗務員資格講習に準じる。

別表3

乗務員資格講習を修了した者と同等以上の知識及び技術を有する者(特例適任者)

区分	分類
1	救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者。
2	日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受講した者で、資格の有効期間内の者。ただし、別表1に定める乗務員資格講習に不足する課目については、消防機関で行う講習を受講すること。
3	上記1及び2に掲げる者以上の知識及び技術を有する者と消防長が認めた者。